

## 市内の空き家等の現状について

## 1 空き家数の推移について (件)

|         | 計画策定時<br>(H28) | 中間実態調査<br>(R3.3) | 前々回協議<br>会報告<br>(R5.2) | 前回協議会<br>報告<br>(R5.6) | 現在<br>(R6.1) |
|---------|----------------|------------------|------------------------|-----------------------|--------------|
| 空き家総数   | 494            | 388              | 306                    | 296                   | <b>287</b>   |
| 増えた空き家数 | —              | 198              | 7                      | 6                     | 0            |
| 減った空き家数 | —              | ▲304             | ※ ▲89                  | ※ ▲16                 | ※ ▲9         |

## 2 損傷のある空き家等の現状について (件)

|            | 計画策定時<br>(H28) | 中間実態<br>調査<br>(R3.3) | 前々回協議<br>会報告<br>(R5.2) | 前回協議会<br>報告<br>(R5.6) | 現在<br>(R6.1) |
|------------|----------------|----------------------|------------------------|-----------------------|--------------|
| 損傷のある空き家等数 | 25             | 21                   | 13                     | 12                    | <b>14</b>    |
| 増えた空き家数    | —              | 14                   | 2                      | 0                     | 3            |
| 減った空き家数    | —              | ▲18                  | ※ ▲10                  | ※ ▲1                  | ※ ▲1         |

詳細は、[資料1別紙1](#)、[資料1別紙2](#)による。

## 3 特定空家等認定の現状について (件)

|          | 計画策定時<br>(H28) | 中間実態調査<br>(R3.3) | 前々回協議<br>会報告<br>(R5.2) | 前回協議会<br>報告<br>(R5.6) | 現在<br>(R6.1) |
|----------|----------------|------------------|------------------------|-----------------------|--------------|
| 特定空家等認定数 | 0              | 0                | 0                      | 0                     | <b>0</b>     |
| 増えた空き家数  | —              | 1                | 0                      | 0                     | 0            |
| 減った空き家数  | —              | ▲1               | ▲0                     | ▲0                    | ▲0           |

認定履歴： H29.8.3 認定 (H30.5.9 解除) 東海市名和町一丁目空き家

【注釈】※ 前回協議会報告以降からの空き家数の増減は、以下による。

増えた空き家：苦情や通報から、新たに空き家であることが発覚したもの

減った空き家：建設リサイクル届による解体確認等によるもの

4 相続人不存在の空き家の現状について

(件)

|            | 制度活用<br>検討開始時<br>(H29. 4) | 中間実態調査<br>(R3. 3) | 前々回協議<br>会報告<br>(R5. 2) | 前回協議会<br>報告<br>(R5. 6) | 現在<br>(R6. 1) |
|------------|---------------------------|-------------------|-------------------------|------------------------|---------------|
| 相続人不存在空き家数 | 4                         | 4                 | 3                       | 2                      | <b>2</b>      |
| 増えた空き家数    | —                         | 2                 | 0                       | 0                      | 0             |
| 減った空き家数    | —                         | ▲ 2               | ▲ 1                     | ▲ 1                    | ▲ 0           |

詳細は、**議題(3)**による。

## 管理不全空家等への対応について

### 1 概要

令和5年（2023年）12月13日付けで、周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から空家等への対策を図ることを目的に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部改正が施行された。この改正により、適切な管理が行われず、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれのある空家等（管理不全空家等）の所有者等に対して法的な指導・勧告の措置が可能となったもの。

### 2 法改正の主な内容

#### (1) 空家等の管理の確保

そのまま放置すれば特定空家等<sup>※1</sup>となるおそれのある空家等（管理不全空家等）の所有者等に対して法的な指導・勧告の措置が可能となり、管理不全空家等として勧告された場合は、固定資産税等に係る住宅用地特例が解除されるもの。

※1 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の見直し

#### (2) 空家等の活用拡大

市町村が「空家等活用促進指針」及び「空家等活用促進区域」を定めた場合は、建築基準法の用途規制や接道規制が合理化され、用途変更や建替を促進するもの。

#### (3) 空家管理活動支援法人の指定

市町村は、空き家の管理や活用に取り組むNPO法人、社団法人等を「空家等管理活用支援法人」として指定でき、市町村から情報提供を受けた所有者との相談などが可能となるもの。

#### (4) 特定空家等の除却

特定空家等となった空家で緊急を要する場合は、緊急代執行が可能となるもの。

### 3 「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）の主な見直し内容 改正ガイドライン【抜粋】資料2参考資料

#### (1) ガイドライン<sup>※2</sup>の名称が見直しされた。

※2 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針

#### (2) 新たに管理不全空家等の区分が加わり、指導・勧告に関する参考となる内容が追加された。

#### (3) 管理不全空家等であるか否かの判断に際しての参考となる基準（状態）の新規追加と特定空家等であるか否かの判断に際しての参考となる基準（状態）が見直しされた。

#### 4 東海市特定空家等認定基準の見直し

(1) 空家等の判定の区分及び認定の流れについて

資料2別紙1

(2) 今後の見直しの考え方

##### ア 判定基準

- ・ 基準の見直し内容に合わせて、認定基準の名称を見直す。
- ・ 新たに管理不全空家等の判断基準を追加する。
- ・ 判断基準の追加や現行基準の見直しは、原則、改正ガイドラインに沿って空家等の区分や項目、状態を見直す。
- ・ 本市独自の判断基準は、継続維持（特定空家等の建築物の判断基準など）とする。
- ・ 管理不全空家等の判断基準の追加に伴う、基準全般の言い回し等の字句を見直す。

##### イ 判定基準の解説

- ・ 改正ガイドラインに沿った解説を追加及び見直す。
- ・ 国から示される予定の管理不全空家等及び特定空家等の判断基準の状態と程度の写真を追加（予定）する。

| 現 行(旧ガイドライン)   |                 |                                     | 新 規(改正ガイドライン)    |                     |                     |  |        |             |
|--|-----------------|-------------------------------------|------------------|---------------------|---------------------|--|--------|-------------|
| <b>空家等の区分・定義</b>   |                 |                                     | <b>空家等の区分・定義</b> |                     |                     |  |        |             |
| 空家等の区分   |                 | 空家等の状態（空家法の定義）                      | 空家等の区分           |                     | 空家等の状態（法の定義）        |  |        |             |
| (1)  | 保安上危険な空家等       | そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。    | (1)              | 保安上に関して危険な空家等       | 管理不全空家等             | 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態                   |        |             |
|  |                 |                                     |                  |                     | 特定空家等               | そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態  |        |             |
| (2)  | 衛生・生活環境上不適切な空家等 | そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。       | (2)              | 衛生・生活環境上に関して不適切な空家等 | 管理不全空家等             | 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態                   |        |             |
|  |                 | 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。   |                  |                     | 特定空家等               | そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態。  |        |             |
|  |                 | その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。 |                  |                     | 特定空家等               | 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態。<br>その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。 |        |             |
| 空家等の区分   |                 | 評価 1                                | 評価 2             | 空家等の区分              |                     | 評価 1   | 評価 2   |             |
| (1)  | 保安上危険な空家等       | 空家等の状態                              | 周辺への影響、危険性       | (1)                 | 保安上に関して危険な空家等       | 管理不全空家等  | 空家等の状態 | 周辺への影響、危険性  |
|  |                 |                                     |                  |                     |                     | 特定空家等  |        |             |
| (2)  | 衛生・生活環境上不適切な空家等 | 空家等の状態                              | 周辺へ及ぼす影響の程度      | (2)                 | 衛生・生活環境上に関して不適切な空家等 | 管理不全空家等  | 空家等の状態 | 周辺へ及ぼす影響の程度 |
|  |                 |                                     |                  |                     |                     | 特定空家等  |        |             |
| <p><b>【ガイドラインに沿って追加した内容】</b></p> <p>① 空家等の状態（法の定義）の区分に管理不全空家等が追加。</p> <p>② 空家等の判定の区分に管理不全空家等が追加。</p> |                 |                                     |                  |                     |                     |  |        |             |

現行(旧ガイドライン)

【保安上に関して危険な空家等】

認定の流れ

管理不全空家等

未規定

【ガイドラインに沿って追加した内容】

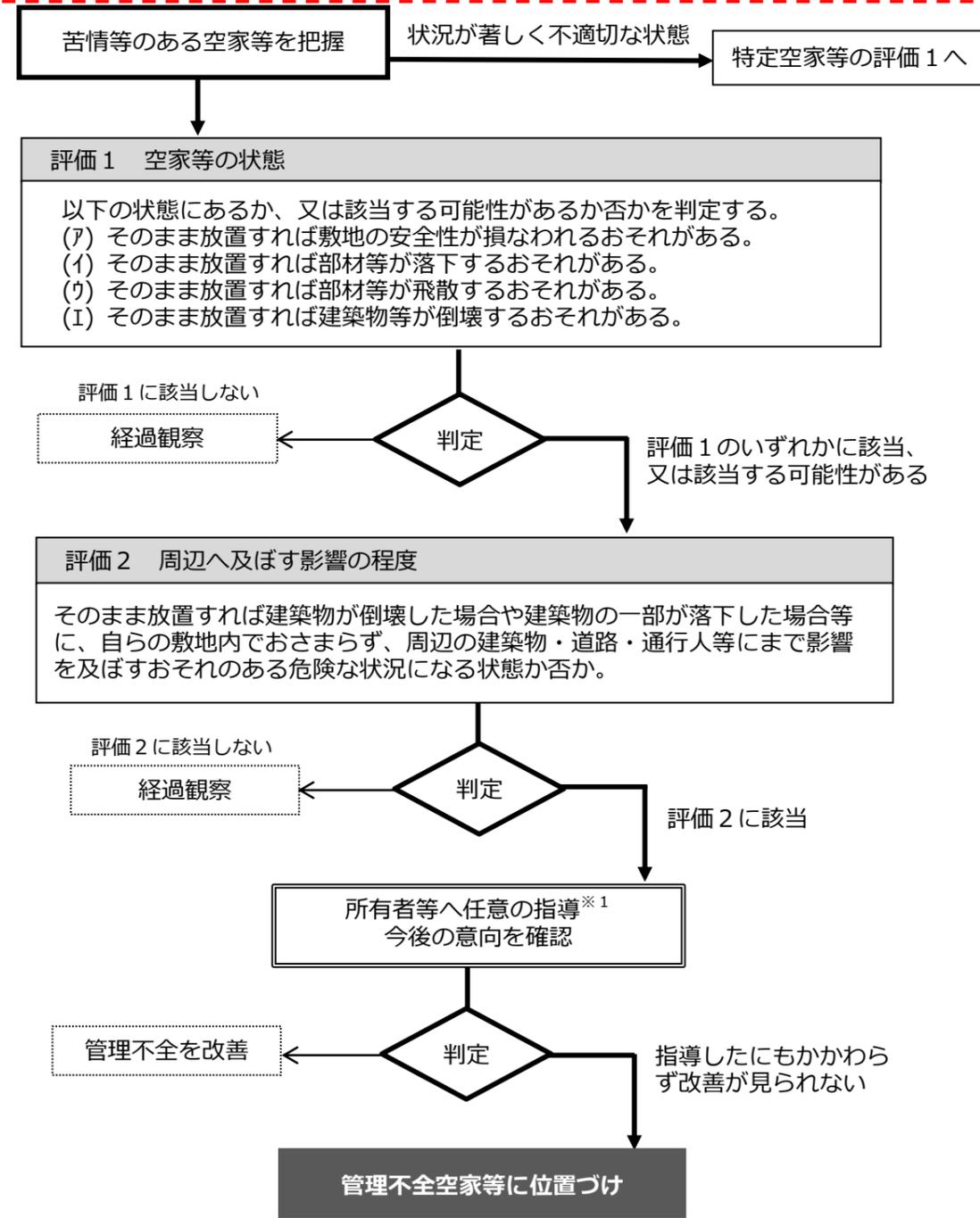
- ①管理不全空家等の流れを追加。
- ②評価1の空家等の状態については、改正ガイドライン P41(別紙1)を追加。
- ③評価2の周辺への影響、危険性については、改正ガイドライン P13の内容を参考とし、追加。
- ④所有者等への今後の意向の確認については、改正ガイドライン P13~14の内容を参考とし、追加。
- ⑤管理不全空家等の位置づけは、改正ガイドライン P13の内容を参考とし、追加。  
 なお、空家等の判定としては、以下のような考えで使い分ける。
  - ・「管理不全空家等」・・・適切な管理を促す要素が強いことから「位置づけ」
  - ・「特定空家等」・・・財産権に強い制約を伴うことから「認定」

新規(改正ガイドライン)

【保安上に関して危険な空家等】

位置づけ・認定の流れ

管理不全空家等



※1 法第12条に基づく任意の指導

現 行(旧ガイドライン)

特定空家等

【ガイドラインに沿って追加した内容】

- ①改善の指導については、改正ガイドラインP15の内容を追加。
- ②勧告については、改正ガイドラインP17の内容を追加。

評価1 空家等の状態

以下の状態にあるか否かを判定する。  
 (ア) 敷地の安全性が損なわれるおそれがある。  
 (イ) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。  
 (ウ) 建築物が倒壊等するおそれがある。

評価1に該当しない

経過観察、任意の助言・指導

判定

評価1のいずれかに該当

評価2 周辺への影響、危険性

建築物が倒壊した場合や建築物の一部が落下した場合等に、自らの敷地内でおさまらず、周辺の建築物・道路・通行人等にまで影響を及ぼす危険な状況にある状態か否か。

評価2に該当しない

経過観察、任意の助言・指導

判定

評価2に該当

特定空家等に認定

新 規(改正ガイドライン)

特定空家等

位置づけはそのまま

管理不全空家の位置づけ

改善の指導<sup>※2</sup>

管理不全を改善

勧告<sup>※3</sup>

指導したにもかかわらず改善が見られない

評価1 空家等の状態

以下の状態にあるか否かを判定する。  
 (ア) 敷地の安全性が損なわれるおそれがある。  
 (イ) 部材等が落下するおそれがある。  
 (ウ) 部材等が飛散するおそれがある。  
 (エ) 建築物等が倒壊するおそれがある。

評価1に該当しない

管理不全空家等の位置づけのまま

判定

評価1のいずれかに該当

評価2 周辺への影響、危険性

建築物が倒壊した場合や建築物の一部が落下した場合等に、自らの敷地内でおさまらず、周辺の建築物・道路・通行人等にまで影響を及ぼす危険な状況にある状態か否か。

評価2に該当しない

管理不全空家等の位置づけのまま

判定

評価2に該当

特定空家等に認定

※2 法第13条第1項に基づく指導

※3 法第13条第2項に基づく勧告

現 行(旧ガイドライン)

【衛生・生活環境上に関して不適切な空家等】

管理不全空家等

認定の流れ

未規定

【ガイドラインに沿って追加した内容】

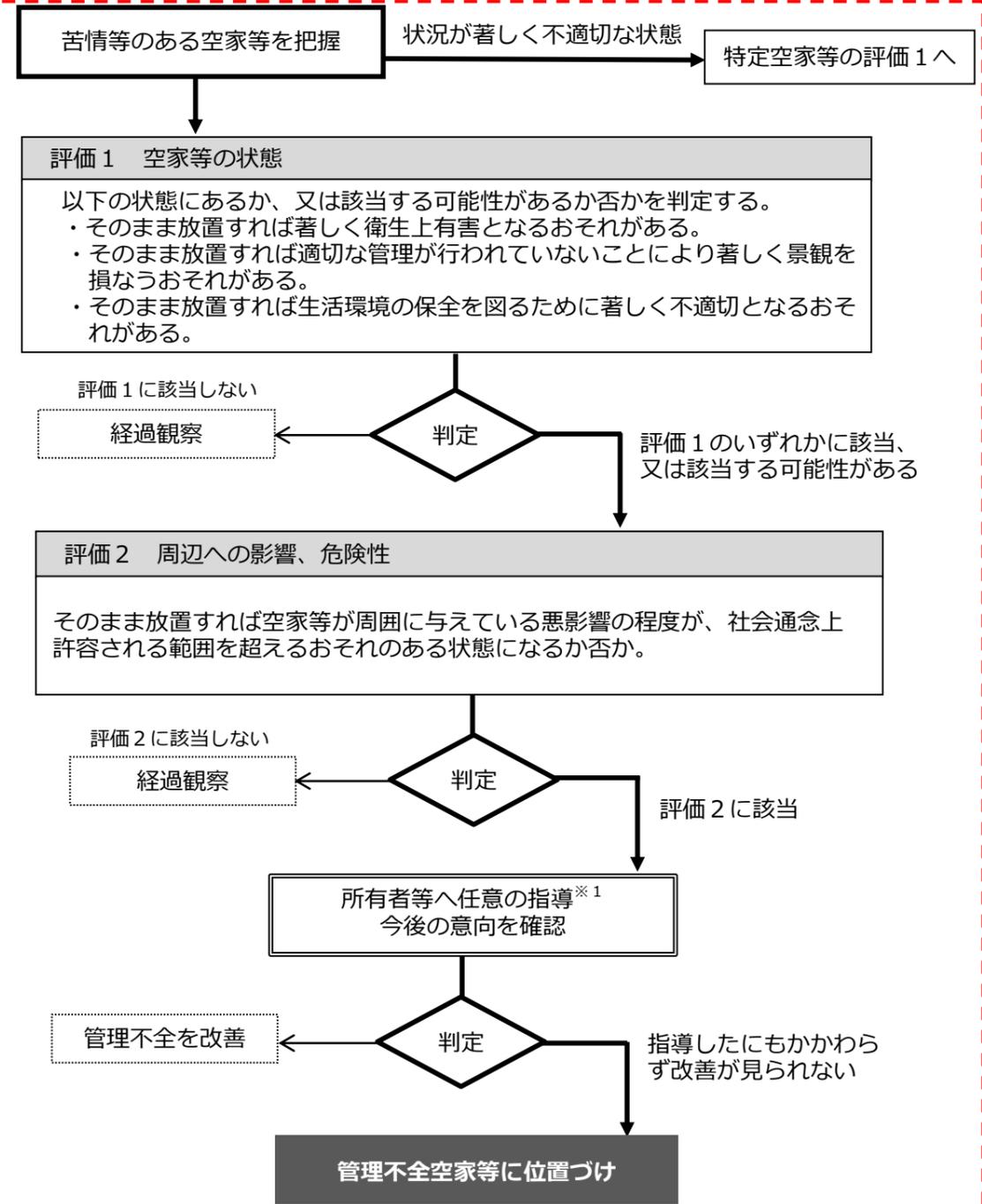
- ①管理不全空家等の流れを追加。
- ②評価1の空家等の状態については、改正ガイドライン P45～50(別紙 2～4)を追加。
- ③評価2の周辺への影響、危険性については、改正ガイドライン P13の内容を参考とし、追加。
- ④所有者等への今後の意向の確認については、改正ガイドライン P13～14の内容を参考とし、追加。
- ⑤管理不全空家等の位置づけは、改正ガイドライン P13の内容を参考とし、追加。  
 なお、空家等の判定としては、以下のような考えで使い分ける。
  - ・「管理不全空家等」・・・適切な管理を促す要素が強いことから「位置づけ」
  - ・「特定空家等」・・・財産権に強い制約を伴うことから「認定」

新 規(改正ガイドライン)

【衛生・生活環境上に関して不適切な空家等】

管理不全空家等

位置づけ・認定の流れ



※1 法第12条に基づく任意の指導

現 行(旧ガイドライン)

特定空家等

【ガイドラインに沿って追加した内容】

- ①改善の指導については、改正ガイドライン P15 の内容を追加。
- ②勧告については、改正ガイドライン P17 の内容を追加。

評価 1 空家等の状態

以下の状態にあるか否かを判定する。

- ・そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれがある。
- ・適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている。
- ・生活環境の保全を図るために放置することが不適切である。

判定

評価 1 に該当しない

経過観察、任意の助言・指導

評価 1 のいずれかに該当

評価 2 悪影響の程度

空家等が周囲に与えている悪影響の程度が、社会通念上許容される範囲を超えている状態にあるか否か。

判定

評価 2 に該当しない

経過観察、任意の助言・指導

評価 2 に該当

特定空家等に認定

新 規(改正ガイドライン)

特定空家等

位置づけはそのまま

管理不全空家の位置づけ

改善の指導<sup>※2</sup>

管理不全を改善

勧告<sup>※3</sup>

指導したにもかかわらず改善が見られない

評価 1 空家等の状態

以下の状態にあるか否かを判定する。

- ・著しく衛生上有害となっている。
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている。
- ・生活環境の保全を図るために著しく不適切である。

判定

評価 1 に該当しない

管理不全空家等の位置づけのまま

評価 1 のいずれかに該当

評価 2 周辺へ及ぼす影響の程度

空家等が周囲に与えている悪影響の程度が、社会通念上許容される範囲を超えている状態にあるか否か。

判定

評価 2 に該当しない

管理不全空家等の位置づけのまま

評価 2 に該当

特定空家等に認定

※2 法第13条第1項に基づく指導

※3 法第13条第2項に基づく勧告

**管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施  
を図るために必要な指針（ガイドライン）【抜粋】**

|   |    |
|---|----|
| 【目次】  |    |
| はじめに  | 1  |
| 第1章 空家等に対する対応   | 2  |
| 1. 法に定義される管理不全空家等及び特定空家等                                  | 2  |
| 2. 具体的事案に対する措置の検討   | 2  |
| (1) 管理不全空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等                            | 2  |
| (2) 特定空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等                              | 4  |
| (3) 財産管理制度の活用   | 6  |
| (4) 行政の関与の要否の判断   | 7  |
| (5) 他の法令等に基づく諸制度との関係                                      | 7  |
| 3. 所有者等の特定  | 8  |
| (1) 所有者等の特定に係る調査方法等                                       | 8  |
| (2) 国外に居住する所有者等の特定に係る調査手法等                                | 9  |
| (3) 所有者等の所在を特定できない場合等の措置                                  | 9  |
| (4) 具体的な調査方法等に係る留意事項                                      | 10 |
| 4. 所有者等が多数の共有者である場合や、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合の対応 | 10 |
| (1) 所有者等が多数の共有者である場合の対応                                   | 10 |
| (2) 所有者等が精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合の対応             | 11 |
| 第2章 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講ずるに際して参考となる事項                   | 11 |
| (1) 管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準                             | 12 |
| (2) 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の判断の参考となる基準                       | 12 |
| 第3章 管理不全空家等に対する措置   | 13 |
| 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握                            | 13 |
| 2. 管理不全空家等に対する措置の事前準備                                     | 14 |
| (1) 調査（法第9条第1項）   | 14 |
| (2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供                             | 15 |
| (3) 管理不全空家等に関する権利者との調整                                    | 15 |
| 3. 管理不全空家等の所有者等への指導（法第13条第1項）                             | 15 |
| (1) 管理不全空家等の所有者等への告知                                      | 15 |
| (2) 措置の内容等の検討   | 16 |
| 4. 管理不全空家等の所有者等への勧告（法第13条第2項）                             | 17 |
| (1) 勧告の対象   | 17 |
| (2) 勧告の実施   | 17 |
| (3) 関係部局への情報提供  | 19 |
| 5. 必要な措置が講じられた場合の対応                                       | 19 |
| 第4章 特定空家等に対する措置   | 19 |
| 1. 特定空家等の所有者等の事情の把握                                       | 20 |
| 2. 特定空家等に対する措置の事前準備                                       | 20 |
| (1) 報告徴収及び立入調査（法第9条第2項～第5項）                               | 20 |
| (2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供                             | 23 |
| (3) 特定空家等に関する権利者との調整                                      | 24 |
| 3. 特定空家等の所有者等への助言又は指導（法第22条第1項）                           | 24 |
| (1) 特定空家等の所有者等への告知  | 24 |
| (2) 措置の内容等の検討   | 25 |
| 4. 特定空家等の所有者等への勧告（法第22条第2項）                               | 25 |
| (1) 勧告の実施   | 25 |
| (2) 関係部局への情報提供  | 27 |
| 5. 特定空家等の所有者等への命令（法第22条第3項～第8項）                           | 27 |
| (1) 所有者等への事前の通知（法第22条第4項）                                 | 28 |
| (2) 所有者等による公開による意見聴取の請求（法第22条第5項）                         | 29 |
| (3) 公開による意見の聴取（法第22条第6項～第8項）                              | 30 |
| (4) 命令の実施   | 30 |
| (5) 標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法による公示（法第22条第13項・第14項）        | 31 |
| 6. 特定空家等に係る代執行（法第22条第9項）                                  | 32 |
| (1) 実体的要件の明確化   | 32 |

|  |    |
|--|----|
| (2) 手続的要件（行政代執行法第3条～第6条）                                     | 32 |
| (3) 非常の場合又は危険切迫の場合（行政代執行法第3条第3項）                             | 33 |
| (4) 執行責任者の証票の携帯及び呈示（行政代執行法第4条）                               | 33 |
| (5) 動産等の取扱い  | 34 |
| (6) 費用の徴収（行政代執行法第5条・第6条）                                     | 34 |
| 7. 過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合（法第22条第10項）                  | 35 |
| (1) 「過失がなく」「確知することができない」場合                                   | 35 |
| (2) 事前の公告（法第22条第10項）   | 36 |
| (3) 動産等の取扱い  | 36 |
| (4) 費用の徴収（法第22条第12項）   | 37 |
| 8. 災害その他非常の場合（法第22条第11項）                                     | 37 |
| (1) 「災害その他非常の場合において、～緊急に～必要な措置をとる必要があると認めるときで」「～命ずるいとまがないとき」 | 37 |
| (2) 「これらの規定にかかわらず」   | 38 |
| (3) 費用の徴収（法第22条第12項）   | 39 |
| 9. 必要な措置が講じられた場合の対応  | 39 |
| 〔別紙1〕 保安上危険に関して参考となる基準                                       | 41 |
| 〔別紙2〕 衛生上有害に関して参考となる基準                                       | 45 |
| 〔別紙3〕 景観悪化に関して参考となる基準  | 47 |
| 〔別紙4〕 周辺的生活環境の保全への影響に関して参考となる基準                              | 48 |
| 〔別紙5〕 所有者等の特定に係る調査手順の例                                       | 51 |

[参考様式1-1] ～ [参考様式10]

## 第1章 空家等に対する対応

### 1. 法に定義される管理不全空家等及び特定空家等

空家等の定義の解釈は、基本指針一3（1）に示すとおりである。特定空家等は、空家等のうち、法第2条第2項において、以下の状態にあると認められる空家等と定義されている。また、管理不全空家等は、法第13条第1項において、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等と定義されている。

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

特定空家等のうち(イ)又は(ロ)については、生命や身体への被害という重大な悪影響の可能性のあることから、現に著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態の空家等のみならず、将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態になることが予見される空家等も含めて対象と判断できるものである。

空家等を管理不全空家等又は特定空家等として判断した後、法に基づき、これらの空家等に対する措置を講ずるに当たっては、当該空家等の状態及び当該空家等が周辺の生活環境に及ぼし得る又は及ぼす影響の程度に応じて適切な対応を行う必要がある。

なお、基本指針一3（1）のとおり、法第2条第1項の「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の「建築物」と同義であるが、外見上はいわゆる長屋等であっても、隣接する住戸との界壁が二重となっているなど、それぞれの住戸が別個の建築物である場合には、同項のいう建築物に該当する。

### 2. 具体の事案に対する措置の検討

#### (1) 管理不全空家等に対して法の規定を適用した場合の効果等

管理不全空家等と認められるものに対して、法の規定を適用した場合の効果等を以下に概説する。

#### イ 適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置（管理不全空家等に対する措置）の概要

市町村長は、管理不全空家等の所有者等に対し、基本指針（法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る部分に限る。以下「管理指針」という。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導することができる（法第13条第1項）。管理指針は、市町村長が管理不全空家等の所有者等に対して指導する内容の根拠となるものであるが、空家等の所有者等が管理指針に即した管理を行っていないために、直ちに管理不全空家等に該当するわけではない。管理不全空家等であるか否かは、所有者等による管理の状況のみならず、当該空家等の状態や、第2章（2）①に述べるとおり、空家等が周辺の生活環境に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて判断する。

市町村長は、指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる（同条第2項）。

なお、管理不全空家等については、周辺的生活環境に及ぼし得る影響の程度が特定空家等ほど大きくはなっていない状況であることに鑑み、命令や代執行のような強い公権力の行使に係る措置は規定されていない。

#### ロ 管理不全空家等に対する措置の手順

管理不全空家等として、法の規定を適用して、その所有者等に必要な措置をとるよう求める場合には、市町村長は、まず、法第13条第1項に基づく指導を行う。指導をしてもなお、当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認める場合には、市町村長は、同条第2項に基づき、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

このように指導を行っていないければ勧告ができないのは、まずは指導を行うことにより、所有者等による自発的な状態の改善を促すためである。

なお、管理不全空家等であるか否かにかかわらず、市町村は、法第12条に基づき、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、常時から、必要に応じて、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うことが適切である。

#### ハ 固定資産税等の住宅用地特例に関する措置

管理不全空家等に該当する家屋に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2及び第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する課税標準の特例（以下「住宅用地特例」という。）の適用を受けるものとして、その固定資産税等（固定資産税及び都市計画税をいう。以下同じ。）が減額されている場合には、法第13条第2項に基づき市町村長が勧告したときは、当該管理不全空家等に係る敷地については、地方税法の上記規定により、住宅用地特例の対象から除外される。これは、勧告を受けた管理不全空家等については、住宅政策上の見地から居住の用に供する住宅用地の税負担軽減を図るという住宅用地特例本来の趣旨からも外れると認められ、同特例の対象から除外されるものである<sup>※1</sup>。勧告を行った旨含め、空家に関する情報について、税務部局（特別区にあっては都。以下同じ。）と情報共有し、連携して必要な対応を行うことが重要となる。

※1 家屋の使用若しくは管理の状況又は所有者等の状況等から客観的にみて、当該家屋について、構造上住宅と認められない状況にある場合、使用の見込みはなく取壊しを予定している場合又は居住の用に供するために必要な管理を怠っている場合等で今後人の居住の用に供される見込みがないと認められる場合には、当該家屋が管理不全空家等や特定空家等に該当するか否かにかかわらず、本来、住宅には該当しないものであるため、そうした家屋の敷地についてはそもそも固定資産税等の住宅用地特例は適用されない。

ることが期待される。

## (2) 所有者等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合の対応

一般的に、ある管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合には、法第 13 条や第 22 条に基づく指導等により、当該空家等の状態の改善を期待することは難しい。また、このような場合、当該所有者等は不利益処分を受領能力があるか疑義があること、仮に受領能力があったとしても、法第 22 条の措置により、状態の改善を図ることも困難である。

管理不全空家等又は特定空家等の所有者等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合の対応としては、財産管理制度を活用することが考えられる。具体的には、法第 14 条第 3 項に基づき、管理不全土地管理制度又は管理不全建物管理制度に係る財産管理人の選任について、地方裁判所に請求することが考えられるところである<sup>※6</sup>。

また、当該空家等の所有者等の親族等に対して民法第 7 条等に規定する成年後見制度の活用を助言するほか、親族が不在である等、当事者による申立てが期待できない場合は、市町村内の福祉部局と連携して、所有者等の状況に応じて、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づき、市町村が成年後見人を選任するための申立てを行うことも考えられる。このように、空家等の所有者等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合等には、空家等の管理や処分だけでなく、本人の日常生活上の観点からも福祉上の支援が必要である場合が想定されるため、関係する福祉部局等と連携して取り組むことが望ましい。

このほか、空家等となる前から、又は空家等となってからもその状態が悪化する前から、所有者等に対して意識の<sup>かん</sup>涵養と理解増進を行うことが必要である。こうした取組の必要性については、基本指針四 1 で述べるとおりである。

※6 裁判所が管理不全土地管理命令等（管理不全土地管理命令及び管理不全建物管理命令をいう。以下同じ。）の裁判をするためには、原則として、その対象となるべき土地又は建物の所有者の陳述を聴かなければならないものとされている。このことは、当該土地又は建物の所有者が、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者である場合でも異ならない（非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 91 条第 3 項第 1 号、第 10 項）。しかしながら、そのような場合であっても、例えば、その者について成年後見人が付されているときは、その成年後見人の陳述を聴いた上で、管理不全土地管理命令等の裁判をすることができる。また、その者について成年後見人が付されていないときは、裁判所が非訟事件手続法に基づいて特別代理人を選任し（同法第 17 条）、その特別代理人の陳述を聴いた上で、管理不全土地管理命令等の裁判をすることができる。さらに、差し迫った危険があるケースなど、当該土地又は建物の所有者の陳述を聴く手続を経ることにより管理不全土地管理命令等の裁判の申立ての目的を達することができない事情があるときは、その陳述を聴かないで当該裁判をすることができる（同法第 91 条第 3 項ただし書）。

## 項

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講ずるに際しては、空家等の物的状態が第1章1.の(イ)～(ニ)の各状態になり得るか否か又は各状態であるか否かを判断するとともに、当該空家等がもたらし得る又はもたらし周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、その判断に当たっては、必ずしも定量的な基準により一律に判断することはなじまない。管理不全空家等及び特定空家等に対する措置を講ずるか否かについては、下記(1)を参考にこれらの空家等に関し、下記(2)に示す事項を勘案して、総合的に判断されるべきものである。なお、その際、法第8条に基づく協議会において学識経験者等の意見を聞くこと等も考えられる。その場合、協議会等において意見を聞くものは、管理不全空家等は除き、財産権の強い制約を伴い得る特定空家等に限ることも考えられる。

### (1) 管理不全空家等及び特定空家等の判断の参考となる基準

空家等の物的状態が第1章1.の(イ)～(ニ)の各状態であるか否か、また、そのまま放置すればこれらの各状態に該当することとなるおそれがあるか否かの判断に際して参考となる基準について、〔別紙1〕～〔別紙4〕に示す。

なお、第1章1.の(イ)又は(ロ)の「おそれのある状態」については、そのまま放置した場合の悪影響が社会通念上予見可能な状態を指すものであって、実現性に乏しい可能性まで含む概念ではないことに留意されたい。

また、第1章1.の(イ)～(ニ)に示す状態は、例えば外壁が破損して剥落することにより保安上危険となるおそれのある空家等が地域の良好な景観を阻害している場合のように、一件の特定空家等について複数の状態が認められることもあり得る。このことは、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態である管理不全空家等についても同様である。

### (2) 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置の判断の参考となる基準

#### ① 周辺の状況による悪影響の程度

空家等が現にもたらししている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象の範囲内に、周辺の建築物や通行人等が存在し、又は通行し得て被害を受ける状況にあるか否か等により判断する。

例えば、倒壊のおそれのある空家等が狭小な敷地の密集市街地に位置している場合や通行量の多い主要な道路の沿道に位置している場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に被害が及びやすく、当該空家等に対する措置を講ずる必要性が高いと考えられる。反対に、倒壊のおそれのある空家等の周辺に家屋や公道等が存在しない場合等は、当該空家等に対する措置を講ずる必要性は低いと考えられる。

#### ② 空家等の状況による悪影響の程度

空家等が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響の事象が周辺の建築物や通行人等にも及び得ると判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か等により判断する。

例えば、倒壊のおそれのある空家等が大規模な場合等は、倒壊した場合に隣接する建築物や通行人等に及ぶ被害が大きくなりやすく、当該空家等に対する措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

### ③危険等の切迫性

特定空家等として措置する場合は、もたらされる危険等の切迫性が、管理不全空家等より高い状態にあることに留意する。

なお、例えば、屋根、外壁等の部位の多数が損傷している場合等は、現に周辺への被害が顕在化している状態ではないとしても、そのまま放置すれば周辺に被害が及ぶおそれが予見されることから、特定空家等として措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

また、適切な管理が行われていないことにより、屋根、外壁等に多数の損傷が発生するおそれがあるときは、管理不全空家等として措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

### ④その他の状況も勘案した総合的な判断

これらの判断基準は一律とする必要はなく、その他の地域の実情も勘案しながら、悪影響を受ける周辺環境があるかどうかや、悪影響の程度、危険等の切迫性を適宜判断することとなる。例えば、破損により景観を阻害している空家等が、景観保全に係るルールが定められている地区内に位置する場合は、当該空家等に対する措置を講ずる必要性が高く、また、老朽化した空家等が、大雪や台風等の影響を受けやすい地域に位置する場合等は、そのまま放置した場合の危険等の切迫性の高さに鑑みて周辺環境への悪影響が顕在化する前の早期の段階から措置を講ずる必要性が高いと考えられる。

## 第3章 管理不全空家等に対する措置

管理不全空家等に対する措置は、法第14条各項の規定に基づく財産管理人の選任についての請求を除き、行政指導である指導（法第13条第1項）及び勧告（同条第2項）となっている。

### 1. 適切な管理が行われていない空家等の所有者等の事情の把握

空家等の所有者等は当該空家等の所在地と異なる場所に居住していることから、自らが所有する空家等の状態を把握していない可能性や、空家等を相続により取得した等の事情により、自らが当該空家等の所有者であることを認識していない可能性等も考えられる。したがって、適切な管理が行われていない空家等について、まずは所有者等に連絡を取り、当該空家等の現状を伝えるとともに、当該空家等に関する今後の改善方策に

対する考えのほか、処分や活用等についての意向など、所有者等の主張を含めた事情の把握に努めることが望ましい。その際は、必ずしも書面で行う方法のみによる必要はなく、対面や電話等の通信手段を選択することも考えられる。

上記の事情把握は、必ずしも法第 13 条に基づく法律上の行為として行う必要はなく、例えば所有者等であると考えられる者に対し、事実確認のために連絡を取るなど、任意に聞き取り調査として行うことも考えられる。

また、当該空家等が管理不全空家等に該当すると考えられる場合にあっては、直ちに同条第 1 項に基づく指導の手続を開始するのではなく、把握した当該管理不全空家等の所有者等の事情を勘案し、具体の対応方策を検討することも考えられる。例えば、

- ・所有者等に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・遠隔地に居住しているために、物理的に自ら対策を講ずることができない
- ・経済的な対応の余地はあるが、身体的理由等により対応が困難である

等の場合には、状況に応じて、空家等管理活用支援法人をはじめとした空家等の除却、修繕、管理等に関して相談を受けることができる法人や、活用できる助成制度を紹介すること等により、解決を図ることが考えられる。法第 12 条においても、市町村は、空家等の所有者等に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとされている。

また、管理不全空家等の所有者等による改善が期待できない場合には、法第 14 条各項の規定に基づき財産管理人の選任を家庭裁判所等に請求することや、所有者等が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある場合には、成年後見制度を活用することも想定される。

## 2. 管理不全空家等に対する措置の事前準備

### (1) 調査（法第 9 条第 1 項）

市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関し法の施行のために必要な調査を行うことができる（法第 9 条第 1 項）。管理不全空家等に該当している又は該当する可能性がある空家等の外観目視による調査を行い、建築物の物的状態や立木竹の状態から、管理の状況を把握するほか、当該空家等の所有者等の承諾を得て同者の立会いの下、敷地内や室内に入り、その物的状態等の調査を行うこと、同者に対し、適切な管理を行う意向について聞き取り調査を行うこと等が考えられる。

なお、管理不全空家等に対する措置を講ずる上で、同条第 2 項に基づく報告徴収又は立入調査を行うことは認められない。ただし、例えば、空家等が特定空家等に該当する可能性があり、特定空家等と認められるか否かを判断する上で当該規定に基づく立入調査を行ったものの、結果として特定空家等でなく管理不全空家等であった場合には、当該立入調査が違法とまで評価されるものではないと解される（特定空家等に対する措置の一環として行う報告徴収及び立入調査については、第 4 章 2.（1）参照。）。

## (2) データベース（台帳等）の整備と関係部局への情報提供

法第 11 条に定める空家等に関するデータベースの整備等についての考え方は、基本指針一 4 に示すとおり、管理不全空家等（及び後述する特定空家等）については、その所在地、現況、所有者等の氏名などに加えて、「当該空家等に対する措置等の内容及びその履歴についても併せて記載する等により、継続的に把握していく必要がある。」とされているところである。

また、管理不全空家等に対する措置に係る事務を円滑に実施するためには、当該市町村の関係内部部局との連携が不可欠であることから、空家等施策担当部局は、必要に応じて管理不全空家等に関する情報を関係内部部局に提供し、共有することが望ましい。特に、法第 13 条第 2 項に基づき勧告がなされた場合、当該管理不全空家等に係る敷地については、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなるため、少なくとも税務部局に対しては、空家等施策担当部局から常に管理不全空家等に係る最新情報を提供し、税務部局の事務に支障を来すようなことがないようにしなくてはならない。

また、関係内部部局において所有者等の情報を含むデータベースを共有する場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、当該情報を適正に取り扱う必要がある。

## (3) 管理不全空家等に関する権利者との調整

法第 13 条に基づき措置を講じようとする管理不全空家等について、その措置の過程で、抵当権等の担保物権や賃貸借契約による賃貸借権が設定されていること等が判明することが考えられる。この場合、同条に基づく管理不全空家等に対する措置は、客観的事実により判断される管理不全空家等に対してなされる措置であるため、指導又は勧告の対象となる管理不全空家等に抵当権等が設定されていた場合でも、市町村長が指導等を行うに当たっては、関係する権利者と必ずしも調整を行う必要はなく、基本的には当該抵当権者等と管理不全空家等の所有者等とによる解決に委ねられるものと考えられる。

## 3. 管理不全空家等の所有者等への指導（法第 13 条第 1 項）

法に基づく管理不全空家等の措置は、当該管理不全空家等の所有者等に対する指導により、所有者等自らの意思による改善を促すことから始めることとされている。

### (1) 管理不全空家等の所有者等への告知

#### イ 告知すべき事項

指導に携わる者は、その管理不全空家等の所有者等に対して、

- ・当該指導の内容及びその事由
- ・当該指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、指導後の対応として、

- ・指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該指導の責任者に報告すること
- ・指導をしたにもかかわらず、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認められるときは、市町村長は勧告を行う可能性があること
- ・市町村長が勧告をした場合は、地方税法の規定に基づき、当該管理不全空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることとなること

についても、当該管理不全空家等の所有者等に対してあらかじめ示し、所有者等自らの改善を促すよう努めるべきである。

指導は、口頭によることも許容されているが、改善しなかった場合の措置を明確に示す必要がある場合には、書面で行うことが望ましい。

## ロ 指導の趣旨及び内容

管理不全空家等の所有者等は当該管理不全空家等の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、指導の趣旨を示す際には、根拠規定のみならず、

- ・どの建築物等が管理不全空家等として指導の対象となっているのか
- ・当該管理不全空家等が現状どのような状態になっているのか
- ・適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば周辺的生活環境にどのような悪影響をもたらす可能性があるか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

また、指導できる措置の内容は、管理指針に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置である。例えば、管理指針に即し、管理不全空家等に係る保安上の危険を回避するため、定期的に雨水浸入の痕跡がないか点検し、必要に応じて防錆処理等を行うよう指導する等である。

なお、4.(1)に述べるとおり、指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されない場合には、法第13条第2項に基づき勧告を行う可能性があるため、指導時の管理不全空家等の状態について写真等により記録しておくことが望ましい。

## (2) 措置の内容等の検討

市町村長の指導により、その対象となった管理不全空家等の状態が改善された場合は、指導の内容は履行されたこととなるが、この場合においても、その履歴を記録しておくべきである。また、定期的な点検や状態の改善等を行うよう指導した場合等において、一時的に状態が改善したものの、再びこれらのことが行われず、管理不全の状態になる可能性もあるため、市町村において、定期的に指導した管理不全空家等の状態を確認することが適切である。

指導を受けた管理不全空家等の状態が改善されないと認められるときは、市町村長は、当該管理不全空家等の所有者等に対し、繰り返し指導を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。

その際、法第8条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、協議の過程で当該管理不全空家等の所有者等に係る個人情報保護法に基づき適正に取り扱う必要がある。

#### 4. 管理不全空家等の所有者等への勧告（法第13条第2項）

##### （1）勧告の対象

市町村長は、法第13条第1項に基づき指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置をとることを勧告することができる（同条第2項）。

勧告を行うことができるのは、

- ・指導した場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されておらず、
- ・そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときである。

指導後、管理不全空家等の状態が改善されているか否かは、例えば、指導時に記録した当該管理不全空家等の外観の状態と、勧告を行おうとする時点の状態とを比べて、所有者等により改善に係る措置がなされた形跡が見られるか否かにより判断するほか、所有者等に対して、改善の有無について任意に聞き取り調査を行うことが考えられる。

また、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいか否かは、指導をした管理不全空家等の状態が、

- ・指導時からさらに悪化しているか
- ・それにより特定空家等に該当することとなる予兆が確認できるか

などを確認することにより判断することが考えられる。さらに、このような管理不全空家等の状態のみならず、指導だけでは、その所有者等による自発的な改善を促すことが難しいと考えられるか否かを判断することが適切である。例えば、

- ・当該所有者等に対して複数回の指導をしたが、改善しない
- ・十分な猶予期限を与え、指導により措置をとることを求めたものの、その期限内に必要な措置がとられなかった

などが判断の参考になる。

##### （2）勧告の実施

法第13条第2項に基づく勧告を行う場合は、その管理不全空家等の所有者等に対して、

- ・当該勧告に係る措置の内容及びその事由
- ・当該勧告の責任者

を明確に示さなければならない。

また、勧告を行う際には、

- ・勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該勧告の責任者に報告すべきであること
- ・地方税法の規定に基づき、当該管理不全空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されること

についても併せて示すべきである。また、所有者等による状態の改善を促す観点から、当該勧告に係る措置が実施されず、特定空家等に該当する状態に至った場合には、法第 22 条に基づき必要な措置をとる可能性があることを追記してもよい。

勧告は、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該管理不全空家等の所有者等に明確に示す観点から、書面（参考様式 3）で行うものとする。なお、法第 13 条第 2 項に基づく勧告は、法第 22 条第 2 項に基づく特定空家等の所有者等に対する勧告と異なり、相当の猶予期限を付すことを要件とはしていない。これは、特定空家等に対する措置と異なり、管理不全空家等については、勧告後の命令や代執行を伴わないためである。

また、勧告の送達方法について具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知し得るべき場所に送達されたら到達したとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

なお、市町村長が管理不全空家等に対して必要な措置に係る勧告を行うに当たり、管理不全空家等の所有者等が複数存在する場合には、市町村長が確知している当該管理不全空家等の所有者等全員に対して勧告を行う必要がある。

市町村長による勧告を受けた管理不全空家等の建物部分とその敷地のいずれかが当該勧告後に相続や売買等された結果として所有者等が変わってしまったとしても、当該勧告は建物部分とその敷地とを切り離すことなく管理不全空家等の所有者等に対して講じられた措置であり、相続や売買等による変更のなかった所有者等に対する効力は引き続き存続することから、建物部分又はその敷地の所有者等のいずれかが当該勧告に係る措置を履行しない限り、当該勧告に伴う効果は継続する。なお、当然のことながら、このような場合において、新たに管理不全空家等の建物部分又はその敷地の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて勧告を行う必要がある（当然、指導から行う必要がある。）。

また、市町村長による勧告を受けた後に管理不全空家等が相続や売買等により、建物部分とその敷地いずれについても所有者等が変わってしまった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の所有者等により講じられるべきであった措置の履行を促す観点から、新たに当該管理不全空家等の所有者等となった者に対し、市町村長はできる限り迅速に、改めて指導、勧告を行う必要がある。その際、勧告の効力の有無は、固定資産税等の住宅用地特例の適用関係に影響を与えるため、税務部局とも十分連携を図る必要がある。なお、相続や売買等により、所有者等が変わった場合の新たな所有者等に対する手続の迅速化に係る考え方は、第 1 章 2.（2）ロに記載のとおりである。

勧告に係る措置を示す際には、下記に留意されたい。

(イ) 当該管理不全空家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのかが理解できるように、明確に示す必要がある。また、勧告に係る措置については、指導に係る措置と異なり、具体的なものでなければならないことにも留意が必要である。すなわち、「定期的に屋根ふき材を点検すること」や「点検した結果、問題があれば必要に応じて補修を行うこと」といった概念的な内容ではなく、例えば「東側部分の屋根ふき材の補修を行うこと」等の具体の措置内容を示すべきである。

(ロ) 措置の内容は、周辺的生活環境の保全を図るという目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。なお、法第13条第2項において、必要な具体的な措置として除却について言及がないのは、管理不全空家等の状態の改善のため、除却まで勧告することが基本的には想定されないためである。

### (3) 関係部局への情報提供

市町村長が、法に基づき管理不全空家等の所有者等に対して勧告した場合には、2.(2)に述べたとおり、速やかに税務部局等関係内部部局に情報提供を行うことが必要である。

## 5. 必要な措置が講じられた場合の対応

管理不全空家等の所有者等が、指導又は勧告に係る措置を実施したことが確認された場合は、当該建築物等は管理不全空家等ではなくなる。市町村においては、勧告をしている場合には当該勧告を撤回するとともに、当該建築物が管理不全空家等でなくなったと認められた日付、講じられた措置の内容等をデータベースに記録し、速やかに関係内部部局に情報提供することが望ましい。

特に税務部局に対しては、勧告が撤回された場合、固定資産税等の住宅用地特例の要件を満たす家屋の敷地については、当該特例の適用対象となることから、可能な限り速やかにその旨を情報提供することが必要である。

また、必要な措置が講じられた空家等の所有者等に対しては、例えば、当該所有者等から措置が完了した旨の届出書の提出を受け、当該届出書を受領したものの写しを返却する等により、当該所有者等に対し管理不全空家等でなくなったことを示すことも考えられる。

## 第4章 特定空家等に対する措置

特定空家等に対する措置は、法第14条各項の規定に基づく財産管理人の選任についての請求を除き、行政指導である助言又は指導（法第22条第1項）及び勧告（同条第2項）、不利益処分である命令（同条第3項）、代執行（同条第9項）、災害その他非常の場合において、特定空家等に関し緊急に必要な措置をとる必要があると認めるときで、

## 〔別紙 1〕 保安上危険に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### 1. 建築物等の倒壊

以下に掲げる状態の例であって建築物等の倒壊につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

#### (1) 建築物

- (特定空家等)
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材（基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ
- (管理不全空家等)
  - ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落
  - ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
  - ・雨水浸入の痕跡
- (備考)
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜は、1/20 超が目安となる。
  - ・傾斜を判断する際は、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様に取り扱うことが考えられる。
  - ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落は、過去に大きな水平力等が加わり、構造部材に破損等が生じている可能性が高い事象である。

#### (2) 門、塀、屋外階段等

- (特定空家等)
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜
  - ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ

(管理不全空家等) ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等

(3) 立木

(特 定 空 家 等) ・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜

・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽

(管理不全空家等) ・立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態

(備 考) ・立木の傾斜及び腐朽に関しては、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)参考資料」(平成29年9月 国土交通省)における樹木の点検の考え方や手法等が参考にできる。以下3. (3) 及び4. (2) において同様とする。

2. 擁壁の崩壊

以下に掲げる状態の例であって擁壁の崩壊につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特 定 空 家 等) ・擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出

・崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状

(管理不全空家等) ・擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状

・擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態

(備 考) ・擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組合せ(合計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、危険度を総合的に評価する。この場合、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」(令和4年4月 国土交通省)が参考にできる。

3. 部材等の落下

以下に掲げる状態の例であって部材等の落下につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(1) 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等

(特 定 空 家 等) ・外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落

- ・落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
- (管理不全空家等) ・外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
- (備考) ・既に外装材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分の外装材等の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。ただし、上部の外装材等の落下が生じるかの判断が必要になる。

(2) 軒、バルコニーその他の突出物

- (特定空家等) ・軒、バルコニーその他の突出物の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾き又はこれらの支持部分の破損、腐朽等
- (管理不全空家等) ・軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
- (備考) ・既に軒等の脱落がある場合は、他の部分の軒等の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。

(3) 立木の枝

- (特定空家等) ・立木の大枝の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れ又は腐朽
- (管理不全空家等) ・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
- (備考) ・既に立木の大枝の脱落がある場合は、他の上部の大枝の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。

4. 部材等の飛散

以下に掲げる状態の例であって部材等の飛散につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(1) 屋根ふき材、外装材、看板等

- (特定空家等) ・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落
- ・飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看

- 板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(管理不全空家等) ・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
- (備考) ・既に屋根ふき材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分の屋根ふき材等の飛散が生じる可能性が高いと考えることができる。
- (2) 立木の枝

(特定空家等) ・立木の大枝の飛散

・飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽

(管理不全空家等) ・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態

(備考) ・既に立木の大枝の飛散がある場合は、他の部分の大枝の飛散が生じる可能性が高いと考えることができる。

## 〔別紙2〕 衛生上有害に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### 1. 石綿の飛散

以下に掲げる状態の例であって石綿の飛散につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

（特定空家等） ・石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等

（管理不全空家等） ・吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等

### 2. 健康被害の誘発

以下に掲げる状態の例であって健康被害の誘発につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

#### （1）汚水等

（特定空家等） ・排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出

・汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等

（管理不全空家等） ・排水設備の破損等

#### （2）害虫等

（特定空家等） ・敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生

・著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等

（管理不全空家等） ・清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態

#### （3）動物の糞尿等

（特定空家等） ・敷地等の著しい量の動物の糞尿等

・著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等へ

- の動物の棲みつき
- (管理不全空家等) ・駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態

### 〔別紙3〕 景観悪化に関して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

以下に掲げる状態の例であって景観悪化につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- |             |  |
|-------------|--|
| （特 定 空 家 等） | ・屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損<br>・著しく散乱し、又は山積した敷地等のごみ等  |
| （管理不全空家等）   | ・補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態<br>・清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められる状態                |
| （備 考）       | ・景観法に基づく景観計画、同法に基づく景観地区における都市計画等において、上記の状態に係る建築物の形態意匠に係る制限等が定められている場合は、上記の状態に該当することの判断を積極的に行うことが考えられる。 |

## 〔別紙４〕 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### １．汚水等による悪臭の発生

以下に掲げる状態の例であって汚水等による悪臭の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- （特定空家等）
- ・排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）の汚水等による悪臭の発生
  - ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
  - ・敷地等の動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生
  - ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等
- （管理不全空家等）
- ・排水設備の破損等又は封水切れ
  - ・駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態

### ２．不法侵入の発生

以下に掲げる状態の例であって不法侵入の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- （特定空家等）
- ・不法侵入の形跡
  - ・不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等
- （管理不全空家等）
- ・開口部等の破損等

### ３．落雪による通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって落雪による通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等) ・ 頻繁な落雪の形跡
- ・ 落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇
- ・ 落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等
- (管理不全空家等) ・ 通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態
- ・ 雪止めの破損等
- (備考) ・ 豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯又は同条第2項に基づく特別豪雪地帯の指定等当該地域における通常の積雪の程度等を踏まえて、上記状態に該当することの判断を適切に行うことが考えられる。

#### 4. 立木等による破損・通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって立木等による破損・通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等) ・ 周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し
- (管理不全空家等) ・ 立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態

#### 5. 動物等による騒音の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等による騒音の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等) ・ 著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等
- (管理不全空家等) ・ 駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態

#### 6. 動物等の侵入等の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等の侵入等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

- (特定空家等) ・ 周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき
- (管理不全空家等) ・ 駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷

地等に認められる状態

## 空き家等対策の施策について

平成28年度に策定した「東海市空家等対策計画」に基づき、空き家対策の施策は3つの段階に応じ、5つの対策を軸に総合的な展開を行っています。

### 空き家になる前

- 空き家化の予防対策

(凡例)

予 防

### 空き家になった後

- 維持管理を促進する対策
- 利活用を促進する対策
- 除却・跡地利用を促進する対策

維 持

利活用

除 却

### 管理不全となった空き家

- 管理不全な空き家等を解消する対策

管理不全

## 1 令和5年度(2023年度)に実施した事業等

### (1) 空き家対策啓発事業

ア 高齢者向け空き家対策出前講座の開催

予 防

維 持

利活用

イ 愛知県宅建協会知多支部と連携した空き家無料相談会の開催

予 防

利活用

#### ㊦ 目的

市民が所有する空き家の売買等に関する問題解決を図り、空き家の流通及び利活用の促進に繋げることを目的に、愛知県宅建協会知多支部と連携した空き家無料相談会を開催する。

#### ㊧ 会場及び開催日時

- ・会 場 市役所 市民相談室
- ・開催日時 令和5年5月～令和6年3月の毎月第3木曜日(計10回)  
午後1時～午後4時まで ※4月及び8月は開催しない
- ・相談員 愛知県宅地建物取引業協会員2名
- ・相談件数 8組 ※1月現在

### (2) 空き家等利活用対策の推進

利活用

ア 空き家等を活用した地域活性化・地域の交流・活動拠点の整備支援

イ 狭あい道路等により建替え困難な空家等の対策(暫定対策)の検討

#### ㊦ 制度(案)の概要

資料4別紙1のとおり

#### ㊧ 今後の対応

市ホームページや窓口で相談対応を啓発し、具体的な相談があった際には支援制度の予算化に繋げていくもの。

- (3) 管理不全な空き家等を解消する対策 **管理不全**
- ア 損傷のある空き家等への対応 **議題(2)**のとおり
  - イ 相続人不存在の空き家への対応 **議題(3)**のとおり

## 2 令和6年度(2024年度)に実施する予定の事業等

- (1) 空き家対策啓発事業 **予防** **維持** **利活用**
- ア 高齢者向け空き家講座の開催
  - イ 愛知県宅建協会知多支部と連携した空き家無料相談会
- (2) 空き家等利活用対策の推進 **利活用**
- ア 空き家を利活用した地域の交流・活動拠点の整備支援
  - イ 狭あい道路等により建替え困難な空家等の相談受付
- (3) 管理不全な空き家を解消する対策 **管理不全**
- ア 相続人不存在空き家への対応の実施
  - イ 特定空家等認定基準の改定
  - ウ 特定空家等の認定、法的措置（必要に応じて）

## 1) 狭あい道路等により建替え困難な空家等の支援策（案）について

| 項目        |                | 東海市建替え困難空家除却補助事業   |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
|-----------|----------------|--|---|--|--|---|---|-----|-----|-----|-----|
| 1         | 事業目的           | 狭あい道路等により建替え困難となっている空き家を除却し、跡地を地域活性化のために活用することにより、建替え困難な空き家の解体を促進し、居住環境の改善を図るとともに特定空家等の発生を抑制することを目的とする。  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 2         | 国費メニュー         | 空き家再生等推進事業   |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 3         | 対象要件           | 空き家住宅・建築物  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 4         | 補助対象者          | 補助対象建物の所有者（法人を除く）  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 5         | 補助対象要件         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法による接道要件を満たしておらず、再建築ができない空き家であること</li> <li>・今後活用の見込みがないこと(国※)</li> <li>・旧耐震基準の住宅等であること</li> <li>・延べ面積が 30 m<sup>2</sup>以上であること</li> <li>・過去に東海市木造住宅耐震改修工事費補助金又はこれに類する補助金を受けていないこと</li> <li>・特定空家等に該当しないこと</li> </ul>                       |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
|           | 建物             |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却後の跡地を 1 年以上継続的に地域活性化の目的のために活用すること(国)</li> <li>(例：防災空地、ポケットパークなど)</li> <li>・跡地活用の用途及び利用期間を周知する看板を現地に設置すること(国)</li> </ul> |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 6         | 補助対象工事         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の除却工事（外構などの付属工作物を除く）(国)</li> <li>・除却に伴う経費及び処分、運搬に係る経費</li> </ul>  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 7         | 補助対象経費<br>・補助額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象空き家の除却に係る費用の 4/5</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">補助限度額〇〇万円</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>市</td> <td>申請者</td> </tr> <tr> <td>2/5</td> <td>2/5</td> <td>1/5</td> </tr> </table> | 補助限度額〇〇万円   |  |  | 国 | 市 | 申請者 | 2/5 | 2/5 | 1/5 |
| 補助限度額〇〇万円 |                |  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 国         | 市              | 申請者  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 2/5       | 2/5            | 1/5  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 8         | 跡地活用要件         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活性化の目的に沿った跡地が活用できることを地縁団体へ説明すること</li> <li>・空家除却後、対象敷地を適切に維持管理すること</li> <li>・活用の用途及び利用期間を示した看板を設置すること</li> </ul>  |   |  |  |   |   |     |     |     |     |
| 9         | その他            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・跡地を計画的に活用する必要性等について、市が補助対象者に説明し、書面等で同意を得ること（国）</li> <li>・市ホームページに掲載<br/>(建築住宅課 HP に掲載し、防災危機管理課へリンクする)</li> </ul>   |   |  |  |   |   |     |     |     |     |

※ (国)は国費の要件となるもの。(住宅地区改良事業等対象要綱・交付要領)

## 東海市空家等対策協議会 会議録

1 会議名 令和5年度（2023年度） 第1回東海市空家等対策協議会

2 内 容

### 一 議題

議題（1） 令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策について【資料1】

議題（2） 市内の空き家等の現状について【資料2】

議題（3） 損傷のある空き家等の現状について【資料3】

議題（4） 相続人不存在の空き家への対応について【資料4】

### 二 その他

次回の協議会について

3 日 時 令和5年（2023年）7月19日（水）

午後3時から午後4時まで

4 場 所 市庁舎403会議室

5 出席者

#### （1）委員

山崎 弘平、木庭 好則、安藤 浩、児玉 善郎、瀨瀬 一也、稲吉副市長（市長代理）

計6人

#### （2）事務局

大西部長、川合建築住宅課長、北川統括主任、池田主任

6 公開・非公開の別 一部非公開（議題（3）、（4））

以前の協議会において諮ったとおり、個人情報に関する議事内容については今後非公開とすることとしたため、今回の議題においても議題（3）の「損傷のある空き家の現状について」及び議題（4）「相続人不存在の空き家への対応について」を非公開とするもの。

7 傍聴者数 0名

8 議事の内容

（1）議題（1） 令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策について [公

開]

令和5年度（2023年度）空き家等対策の施策として、狭あい道路等により建替え困難な空家等の対策（暫定対策）の検討結果を中心に事務局から説明後、質疑応答を行った。

発言内容（要旨）

児玉会長：事務局から説明のあった通り、建替え困難空家の暫定対策については、いろいろと検討いただいたが、税の減免を行うことによる懸念もあり、他県の事例を見ても活用されていないことから、税の減免を活用した制度は現実的には難しいという判断である。今後は、狭あい道路に面した空き家の解体を促せるような制度を検討していくということになる。

## （2）議題（2） 市内の空き家等の現状について [公開]

市内の空き家等の現状について、事務局からの説明後、質疑応答を行った。

質疑応答内容（要旨）

稲吉委員：令和4年度は苦情が30件あったとのことだが、解消されたものは何件あるのか。また、相談も10件あるとのことだが、相談後解消したものは何件あるのか。

事務局：30件のうち、解消していないものは12件あり、6月に実施したパトロールにおいて、改善を確認できなかった空き家については再度適正管理の通知を送付している。相談のあった空き家の解消件数については、電話による相談が多く、住所を言われぬまま相談を受けるケースが多いため、相談によって空き家が解消したかどうかまでは把握していない。

安藤委員：相談内容にあるその他についてはどのような内容だったのか。

事務局：資料がないため、後ほど回答する。

後ほど、空き家所有者の親族より所有者本人は施設に入っているが、代わりに自身が管理しているが何か手続きは必要かと相談があったものと回答した。

安藤委員：仕事で法務局に行った際に、相続土地国庫帰属制度について聞くことがあるが、この制度を活用すれば売却等の処分ができない土地で

あっても、建物を解体するなどの要件はあるが、土地を国庫に帰属することで手放すことができるので、空き家の解消の手段になるのではないか。

事務局：今年度あった建替え困難空家の所有者からの相談の際に、その方も相続によって土地・建物を所有された方だったので、本制度を案内したこともあり、売却等の処分ができない土地を解消する手段の一つになると考えている。

児玉会長：相続土地国庫帰属制度は、接道要件がない土地であっても国庫帰属できる可能性はあるのか。建築基準法の2項道路等に接道していれば可能性はあるのか。

安藤委員：国庫帰属された土地は国が管理することとなるので、通行権がなく管理できない土地については制度の活用は難しいと思われる。2項道路等に接道していれば通行できるので制度を利用できるのではないか。

(3) 議題 (3) 損傷のある空き家等の現状について [非公開]

※議題 (3) は非公開のため、議事録を公開しないもの。

(4) 議題 (4) 相続人不存在の空き家への対応について [公開]

※議題 (4) は非公開のため、議事録を公開しないもの。

(5) その他

空き家特措法の改正について

児玉会長：令和5年6月14日に空き家特措法の一部を改正する法律が公布され、6カ月以内に施行されることとなるが、今後の対応等について説明をお願いしたい。

事務局：今後、12月の法施行までに国から法改正に伴う指針等の情報提供がある予定なので、内容を確認しながら検討する。

児玉会長：今年度の第2回目の協議会は法施行後に開催することになり、国の指針の内容等にもとづく対応について協議会で検討していくことになると思うのでよろしくをお願いしたい。

次回の協議会について [公開]

次回の開催については、開催日が決まり次第案内する。

議題について協議を全て終了し、閉会。